

日時	令和6年7月30日(火)午後2時～
場所	四條畷市役所本館3階委員会室

(出席者) 小寺委員長・柏原副委員長・河原委員・内村委員・市林委員

高橋委員・森本委員・小林佑介委員・小林由美子委員・福井委員・山田委員

(欠席者) 三宅委員

1. 開会

事務局: 定刻になりましたので、只今から「令和6年度第1回四條畷市子ども・子育て会議」を始めさせていただきます。皆様方には、お忙しいところ参加いただき、誠にありがとうございます。わたくし、本日司会を務めさせていただきますことも政策課の宮地でございます。

本日は、子ども・子育て会議委員12名中、出席委員は11人、過半数のご出席があります。なお、三宅委員がご都合により欠席されています。四條畷市子ども・子育て会議規則第3条第2項の規定のとおり、本会議の成立を報告いたします。

現時点では、傍聴者は4名です。本日の会議を公開してよろしいでしょうか。

ご異議がないようですので、本日の会議は公開します。

<資料確認>

事務局: 議事に入ります前に、ご報告申し上げます。資料1をご覧ください。本会議の委員名簿でございます。今年度は第3号の委員が交代されたことに伴い、新たに高橋梨代様が就任されましたので、よろしくお願いいたします。

なお、今後、途中で委員の異動や交代等がありましたら、ご連絡くださいますようお願いいたします。

続きまして、事務局職員並びに庁内関係課で組織する子ども・子育て実務者会議の委員について、自己紹介をさせていただきます。

<自己紹介>

本日は、議事録作成のため、音声を拾いやすいようマイクで、またお名前とともに、ご発言くださいますようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行は、規則第3条第1項の規定により、委員長が議長となっておりますので、小寺委員長にお願いいたします。委員長よろしくお願いいたします。

小寺委員長: 皆様、こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。新しい委員の方が就任されたということで皆様に自己紹介をお願いしてもよろしいでしょうか。

<自己紹介>

2. 議事

小寺委員長: それでは次第に沿って議事を進めてまいります。

案件 1「令和 5 年度の子ども・子育て支援事業の実績について」、事務局から説明をお願いします。

事務局: 資料 2-1 をご覧ください。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保の内容を数値目標として設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めています。なお、計画期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間です。

1 教育・保育事業の実績については、資料 2-2「令和 5 年度保育所(園)・認定こども園・小規模保育施設入園状況」をご覧ください。

保育利用については令和 6 年 3 月 1 日時点で保育施設の定員合計 1,177 人に対し在籍している児童数が、1,229 人、待機児童数が 14 人、保留児童数 80 人となっております。資料裏面をご覧ください。幼稚園利用に関しては、定員合計 409 人に対し、在籍児童数が 453 人となっています。

資料 2-1「令和 5 年度子ども・子育て支援事業の実績」にお戻りください。2 地域子ども・子育て支援事業の実績について、ご説明いたします。

(1) 時間外保育事業(延長保育)

保護者のニーズに対応するため、保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を延長した保育事業を実施するもので、令和 5 年度の実績は、利用人数が 644 人、実施箇所が 12 か所で、利用者数は令和 4 年度より 49 人減少しました。前年度に比べて減少しましたが、ほぼ量の見込みどおりとなっています。延長保育の需要はあるため、今後も引き続き実施していきます。

(2) 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業(預かり保育)

教育課程に係る教育時間後の子どもたちに安全な遊びの場を提供し、保護者が安心して家事や用事等ができるよう預かる事業で、令和 5 年度の実績は、市内 8 箇所を実施し、利用者は延べ 8,712 人で、令和 4 年度より 406 人増加しました。市外園の利用人数は、延べ 5,494 人でした。

(3) 保育所等における一時預かり事業

保護者の疾病、育児疲れの解消等のため、一時的に保育が必要となった場合に預かる事業です。令和 5 年度は、利用人数が延べ 1,209 人、実施箇所数は 10 箇所でした。

今後も利用者数増加の可能性があるので、引き続き実施していきます。

(4) 病児・病後児保育事業

病気回復期に至っていない児童を保護者が就労等の理由で保育できない場合や保育中に体調不良となった児童を一時的に預かる事業です。令和 5 年度は、病児が 402 人、体調不良児が 1,430 人、令和 5 年度の病児保育は 1 箇所で開催しており、昨年度より延べ利用人数が 6 人減少しました。体調不良児保育は 6 箇所で開催し、250 人減少しました。

(5) ファミリー・サポート・センター事業

仕事と家庭の両立を支援するために、子育てのサポートが必要な人とサポートができる人が会員となり相互の扶助活動を行う地域で子育てを助け合う有償ボランティア活動の支援を実施する事業です。また、ひとり親世帯の利用を促進し、保護者の就労等に対する支援、育児負担の軽減及び経済的負担の軽減を図るため、利用料の一部を助成しています。令和 5 年度は、援助会員が 120 人、依頼会員が 251 人、両方会

員が 11 人で、未就学時利用者数 112 人、就学児利用者数 197 人でした。

会員数は増加していますが、活動回数が多かった就学児の利用者の依頼がなくなったため、活動数は減少しています。令和 5 年度は、ひとり親の利用回数が増加しました。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に児童福祉施設等において一定期間、児童の養育・保護を行う事業です。令和 5 年度は、ショートステイが述べ 42 人、実施箇所は 8 箇所です。育児疲れで利用されることが多く、子どもの送迎付き施設もあり、養育者の負担軽減につながりました。

(7) 地域子育て支援拠点事業

主に 4 歳未満の子どもと保護者を対象とした、自由に遊んだり、交流したりできる居場所や育児情報等を提供する場所として実施する事業です。令和 5 年度は、利用者数が述べ 1,098 人、実施箇所数 4 箇所でした。新型コロナウイルス感染症対策のため設けていた利用定員の拡充や撤廃等により、利用者の増加につながったと考えられます。引き続き換気・消毒等の対応をしています。

(8) 放課後の居場所づくり事業（放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室事業）

市内 6 校で放課後の時間帯に、児童が安全に過ごせるよう、居場所づくりを実施しており、放課後児童健全育成事業は、仕事等で保護者と一緒に過ごせない児童の生活の場としてなわてふれあい教室を実施し、児童も保護者も安心できる居場所を提供しています。

放課後子ども教室事業は、地域のボランティアの協力のもと様々な遊びや学びを行い、子どもたちが地域の人や新しい遊び・学びと触れ合える機会を提供しています。令和 5 年度は、入所者数は 641 人、定員数は 600 人、実施箇所数は 6 箇所です。なわてふれあい教室は、例年通り平日の放課後と土曜日、夏休み等の長期休暇に実施しました

入所数については、全体的に増加傾向にあり、特に忍ヶ丘ふれあい教室で大きく増加したため、全体としても増加しました。

放課後子ども教室事業は、前年度同様各校で実施しました。まなび舎は 74 回実施し、前年度より少し減少したものの、新型コロナウイルス感染症拡大の状況が収まってきたため、前年度見合わせていたそれ以外のメニューについて再開することができ、前年度の 101 回を大きく上回る 174 回実施することができました。今後も、放課後の児童の居場所確保に努めていきます。

(9) 妊婦健康診査

乳幼児の成長や発達を把握し適切な保健支援を実施するために、母子健康手帳交付時に受診券(14 枚)をお渡しし、妊婦や赤ちゃんの健康状態を定期的に確認する事業です。

令和 5 年度は、妊娠届出数は 323 人、受診者数は実人数 563 人、延べ人数 3,862 人でした。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

赤ちゃんの健やかな成長と保護者の子育てを応援するために、生まれてから 2 か月ごろまでに保健師・助産師が、生後 4 か月までの乳児のいる家庭に民生委員・主任児童委員が全戸訪問する事業です。令和 5 年度は、対象者数が 336 件、訪問数が 329 件、実施率は 97.92%となりました。

(11) 養育支援訪問事業等

養育者の育児負担軽減や、児童虐待未然防止を図るため、子育て支援員を派遣し家庭訪問等による育

児相談や支援等を実施する事業です。令和5年度は、実人数が2人、訪問件数は9件でした。

(12) 利用者支援事業

保健センターと子育て総合支援センターが拠点となり、妊娠期から小学校入学前までの親子の支援を一体的に行う事業です。令和5年度は、実施箇所数は2か所です。子どもとその保護者が教育、保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、情報の収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行いました。また、相談にかかる関係機関との連絡調整なども行いました。

その他の令和5年度に実施した新規・拡充事業については、昨年度の子ども・子育て会議で確認いただいた事業から変更ありません。説明は以上です。

小寺委員長：ただ今、案件1について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

スポーツ・青少年課：資料の一部に修正がありますので、申し訳ありませんが、修正をお願いします。P6「放課後の居場所づくり事業(放課後健全育成事業及び放課後子ども教室事業)」の定員数ですが、令和4年度が600人、令和5年度が640人です。

柏原委員：P4「ファミリー・サポート・センター事業」の実績の説明について、会員数は増加しているが、活動回数が多かった就学児の利用者の依頼がなくなったというのはどういうことでしょうか。

子育て総合支援センター：表現の仕方がわかり辛く申し訳ありません。トータルの依頼数は減少しているのですが、ここでの子どもの意図としては、利用回数が多い特定の方1名の利用がなくなったので活動回数がぐっと減ったという意味で記載させていただきました。全体の依頼がなくなったということではありません。

小寺委員長：他にご意見等ございませんか。無いようですので、続きまして、案件2「令和6年度の主な新規・拡充予定事業」について、事務局からお願いします。

事務局：資料3-1「令和6年度の主な新規・拡充予定事業」をご覧ください。昨年度の子ども・子育て会議で示した内容から新たに追加した箇所について、ご説明いたします。追加部分は一番最後の「若者世帯等定住促進既存住宅リフォーム補助」です。四條畷市に住み続けたい子育て世帯等が、市内の中古住宅を取得し、リフォーム工事をする場合の費用の一部を補助する事業です。以上、令和6年度新規・拡充予定事業の追加説明です。

次に資料3-2「令和6年度の入園状況」をご覧ください。

保育利用は4月1日時点で、保育施設に在籍している児童数が1,172人、待機児童数が3人、保留児童数72人となっております。待機児童数は令和5年4月1日時点では2人だったため、1人増加しました。

また、資料3-3「企業主導型保育事業児童数調査集計票」をご覧ください。企業主導型保育施設を利用されている四條畷市民のお子さんの数は68人となっております。説明は以上です。

小寺委員長：ただ今、案件2について説明をしていただきましたが、ご意見・質問等がございましたらお願いします。

山田委員：P3の学校教育課の事業で、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への学校

生活や学習活動を行う上での合理的配慮提供のための小学校への特別教育支援員を増員配置して、学校の支援体制整備を行う。」となっていますが、これは各学校全体に配置されるんですか。支援員さんは資格が必要なのか、なくてもいいのでしょうか。

学校教育課：特別教育支援員という立場の方ですが、本市では学校支援員という名前で配置をしています。今回市全体で2名増員しています。これまで10人いた学校支援員を今年度2人増員したものです。配置につきましては、ニーズのあるお子さんの実態から市で配置する学校を決めています。また、資格要件についてご質問がありましたが、教員免許を持っている人を採用の条件としています。

山田委員：ありがとうございます。他にも何点かお聞きしたいのですが、特別教育支援というのは、クラスの特別支援学級のことと捉えてよいのでしょうか。

学校教育課：この説明ではわかりにくいところがあるかと思いますが、文章の冒頭に「通常の学級に在籍する」というところがありまして、現在文科省の方でも通常の学級で8.8%ぐらい、実態としてはそれ以上かもしれませんが、支援の必要な子がいるという調査結果も出ています。なので、通常の学級にいる困り感がある子どもたちの支援ということで配置しておりますので、支援学級に在籍しているお子さんや通級支援学級を利用しているお子さんに限らず全てのお子さんが対象ですし、特に通常学級に在籍して、通常学級で過ごす中で困り感のあるお子さんの支援というかたちで考えております。

山田委員：最近やはり減ることはなく増えているのが現実だと思いますが、教育を受けた方が支援しているとおっしゃいましたが、普段支援が必要な子に関わっているのですごく気になるのですが、普通の教員免許を持っているだけでは対応できないことがあると思うんです。今はグレーゾーンの子がたくさんいるので、この子はこう、この子はこうと決められないと思いますけど、それに対する配慮と関わり方と色々なことを含めて、やはり教育に関わる先生にも限りがあると思うし、キャパ的にも大変だと思うので、勉強や研修、補習がこれからは絶対必要になってくると思います。今おっしゃったように支援学級はあるけど、別のクラスの中でその子どもたちに対応する先生を配置されるということは、四條畷市内にあるたくさんのお小学校の中で各クラスに配置されると思っていいんですか。

学校教育課：各クラスに配置ということまでは聞いておりませんので、先程申しましたように学校支援員に関しましては学校に元々1名程度の配置だったのですが、特に必要などころには2名の配置をさせていただいております。また、教員の研修については、通常の学級担任も含めて、研修や特別支援や特性の理解などの研修を行っているところです。

山田委員：ありがとうございます。

内村委員：学校教育課の小学校水泳学習民間委託事業についてです。田原台でもようやく生駒市のスポーツクラブでプール学習を行ってくださるようになったのですが、スポーツクラブで教えている友人からのお願いがあります。資料に書かれている教職員の水泳指導に関する業務の負担軽減を図るとあるのですが、職員がプールの時間にはいない、スマホを触って更衣室から出てこないということがよくあるみたいで、校長先生にもご連絡させていただきましたが何も変わることもなくという状況です。今日は案件が多いので、後でもいいのでどこに言えばいいとか、どうすれば見てもらえるのかを教えていただきたいです。せっかく田原台でもやっていただけるようになったので、お話をさせていただければと思っています。

柏原副会長：先生がプールサイドにいないということですか。それはいいんでしょうか。子どもの命に関わることで、何かあった時どちらの責任になるのでしょうか。

内村委員：インストラクターの方もそれを心配しておられて、お金をいただいているのでインストラクターの仕事として見ていますが、もし万が一何かあった時にどうするかというのを引率している先生に相談しています。何度もインストラクター本人からもスポーツクラブ側からも学校に相談しているようであり、話を聞いて私もPTA会長さんや校長先生に働きかけたりしたのですが、何の返答も得られず、改善もしないのでよかったですらお話を聞いていただけたらと思います。子どもの命に関わることで、せつかくこういう事業をしていただいているので何とかお願いします。

学校教育課：貴重なご意見をありがとうございます。詳細につきましてはこの後お話を伺えればと思います。こちらも現段階では細かく把握ができていないので、この後教えていただいて、子どもの安全に関することについてはこちらから学校に指導していきたいと思います。

内村委員：ありがとうございます。

柏原副会長：今のお話で、先生方の負担を減らすために民間委託することは当然必要だと思いますが、先生も忙しいから他の仕事をされていたのかもしれないですけど、子どもの命を預かるということはやはりしっかり対応しておかないと何かあってからでは遅いというのが正直なところなので、是非よろしく願いいたします。

小寺委員長：他にご意見等ございませんか。無いようですので、案件3「暇幼稚園の利用定員変更について」に移ります。

利用定員を定めようとするときは子ども・子育て支援法第31条第2項に基づき、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされていますので、ご意見を聴取いたします。事務局からお願いします。

事務局：それでは資料4をご覧ください。暇幼稚園から1号の利用定員について減員の申し出がありました。変更内容は、現在の1号利用定員は3歳児～5歳児まで各80人、合計240人定員ですが、1号認定の利用園児数が減少してきており、令和6年4月1日時点での市内利用児童数は164人でした。定員まで空きが大きくある状況の中、安定した施設運営が行えるよう、現在の利用状況を踏まえ、令和7年度から3・4歳児を30人ずつ減員し、1号認定の利用定員を180人としたいというものです。

小寺委員長：只今、説明があった内容についてご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

小寺委員長：ご意見等ございませんか。無いようですので、利用定員の変更についてはこちらの内容で進めていただくこととします。

次に、案件4「保育施設等入所選考基準指数表等の見直しについて」です。内容について事務局から説明をお願いします。

事務局：資料5-1「入所選考基準指数表等の変更案」をご覧ください。資料5-2「別表 保育施設等入所選考基準指数表（案）」資料5-3「別表 保育施設等入所選考基準指数表」につきましても、見比べながら説明をお聞きいただけたらと思います。入所選考基準指数表につきましても、令和7年度当初入所選考からの変更を

検討しております。

1. 適用世帯【A】、【B】の取扱いの変更

原則父・母の指数の合算で選考を行います。適用世帯A Bに該当する世帯の中には、ご両親の世帯もあります。合算をすると例えば「両親死亡」やひとり親世帯の指数を上回ってしまうため、当該世帯に該当する要件の場合は、指数の高い方の保護者の要件を採用することとし、備考に記載します。

2. 適用世帯【B】に里親世帯を追加

総務省から子ども家庭庁へ里親世帯の保育所等の優先利用についての勧告があったことから、里親世帯が保育施設への入所を希望する場合、優先的に調整を行えるよう、適用世帯【B】に追加します。

3. 就労

就労のうち、自営業の人、親族の事業所で就労している人、内職の人の取扱いについての変更です。2親等以内の親族が運営する事業所等に雇用されている人を「自営協力者」として備考5に定義するとともに、自営業及び自営協力者、内職については就労証明書以外にご自身が就労していることを客観的に確認できる書類の提出を求め、提出があった場合は居宅外又は居宅内の就労時間に見合った指数を適用するよう変更する。また、就労していることを客観的に確認できる書類の提出がない場合の指数を新設します。①②は文言の修正です。専従者、自営従者の記載を自営協力者とし、②には内職を追加しています。③④は現在は居宅内自営従者と内職はそれぞれ指数を設定していましたが、今後は根拠資料の提出をいただくことで、就労時間によって指数を付けるよう変更します。

また、就労証明書以外に客観的に確認できる書類、例えば開業届や営業許可証、確定申告書の写し等を提出いただけない場合は、変更案③の指数を適用します。

なお、法人化されている事業所の場合は就労証明書以外の根拠書類は不要とし、指数表の備考5に記載をしています。

4. 就学

現在、「通学」と記載しているものを「就学」に改めるとともに、就学についても一定の拘束時間が発生することを考慮し、就労同様就学時間に見合う指数に変更します。

説明は以上です。

小寺委員長：只今の案件4につきまして、ご質問等はございますか。

小寺委員長：ご意見等が無いようですので、それでは、案件5「第3期四條畷市子ども・子育て支援事業計画の策定について」、事務局からお願いします。

事務局：資料6-1「第3期四條畷市子ども・子育て支援事業計画 策定方針」をご覧ください。

1. 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、市民の多様な保育・子育てニーズに応え、本市の子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、令和2年3月に第2期四條畷市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第2期計画」という。）を策定しました。

第2期計画の計画期間が令和6年度末をもって終了することから、改めて市民から子ども・子育て支援

施策に関するニーズ調査を実施し、本市の現状と課題を分析、整理したうえで、本市が今後進める子ども・子育て施策の基本的方向や目標を示すため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする第3期四條畷市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（法定計画）です。

また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく市町村計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画に位置づけます。計画の策定にあたっては、四條畷市乳幼児教育保育アクションプランを統合するとともに、上位計画及び関連する個別計画との整合を図ります。

3. 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

4. 第2期計画の概要

第2期計画は、子どもの幸せを第一義として子どもと子育て家庭を支援する環境づくりを充実していくため、第1期計画を継承し、本市のめざす将来像として、『子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、可能性を育むまちづくり』を基本理念に決めました。基本理念の実現に向けて5つの基本目標を掲げるとともに、16の施策の方向を定め、総合的な施策の展開を図りました。

なお、ひとり親家庭等の自立支援については、第四次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画としてまとめ、第2期計画に包含しました。

また、令和元年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、子どもの貧困対策に関する大綱が策定されたことを踏まえ、子どもの貧困対策の充実について取組み内容をまとめ、第2期計画を子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画に位置づけました。

5. 計画策定の基本的な方向性

(1) 第2期計画における取組み内容を検証するとともに、子どもを取り巻く現状の把握を通じて課題と方向性を整理し、国や大阪府の動向を踏まえ、本市の現状に即した実効性のある施策の展開を図ります。

(2) 法で定められた内容については、国の示す手引きに基づき策定します。

<必須記載事項>

- ・教育・保育提供区域の設定
- ・各年度における教育・保育の量の見込み
- ・教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
- ・地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ・教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容
- ・施設等利用給付の円滑な実施に関すること

(3) 総合計画や関連計画との整合を図ったうえで、ニーズ調査等による市民の意向を踏まえながら、

本市独自の視点を加えた施策の構築を図ります。

6. 計画の策定体制

(1) ニーズ調査による市民の意向把握に

計画策定の基礎資料とするため、令和5年12月にニーズ調査を実施しました。調査対象は、就学前児童の保護者1,400人と就学児童の保護者600人です。子ども・子育て支援施策に関する市民の意向を把握し、令和6年3月に報告書を作成しました。当日配布資料としてお配りしているピンク色の冊子が報告書です。

(2) 子どもの生活に関する実態調査による実態把握

子どもの貧困対策に関して計画策定の参考とするため、令和5年7月に大阪府と共同で、小学5年生492人とその保護者492人、中学2年生480人とその保護者480人を対象に実態調査を実施し、令和6年3月に報告書を作成しました。報告書は当日資料でお配りしている水色の冊子です。

なお、当日配布資料の第五次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査結果報告書は、令和5年8月に児童扶養手当受給者現況届送付対象者の母子家庭449人、父子家庭26人、合計475人を対象に実施し、報告書を作成したもので、ひとり親家庭等の施策の参考にいたします。

(3) 四條畷市子ども・子育て会議による検討

本計画策定においては、四條畷市子ども・子育て会議条例に基づき設置した四條畷市子ども・子育て会議に諮り、意見聴取をします。

(4) 庁内会議での検討

庁内関係課で構成する四條畷市子ども・子育て実務者会議において検討を行います。

7. 計画策定

計画策定につきましては、資料6-2のスケジュールに沿って進めてまいります。

次に、ニーズ調査結果を基にした、量の見込みについてご説明します。

算出方法は資料6-3の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき算出しています。ページ6の一番下の行に記載のとおり、量の見込みの算出に用いる子どもの年齢については、第1期・第2期計画においては、1歳児と2歳児をまとめて集計していましたが、近年の育児休業の取得状況や保育所等への入所申込者数などをみると、1歳児と2歳児の保育ニーズに差異がみられることから、より正確なニーズ把握を可能とするために、第3期においては1歳児と2歳児を分けて集計することになっております。

ページ7の図表のとおり、量の見込みの算出にあたっては、まず調査対象者を家庭類型ごとに分類します。タイプAは「ひとり親家庭」世帯、タイプBは「フルタイム×フルタイム」世帯というように、ニーズ調査のアンケート結果を基に集計します。家庭類型ごとの世帯数は、アンケートの回答結果を基に集計しており、フルタイムや専業主婦への転換意向を集計し、それを反映させて、潜在的な家庭類型ごとの世帯数の割合を算出します。その割合を人口推計にかけあわせることで、前提となる世帯類型ごとの世帯数を割り出します。人口推計については、基本的にコーホート変化率法を用いて算出しています。

さらに、回答結果から示される、事業の利用意向の割合と掛け合わせ、ニーズ量を算出しています。次に、このような算出方法に基づき算出した教育・保育事業の量の見込み（暫定版）が資料6-4となります。上の表が第2期中間見直し時の量の見込みで、下が今回の第3期事業計画の量の見込みです。

まず、児童数の推計ですが、第2期中間見直し時には、合計2,230人を推定しており、令和6年4月1日時点の0～5歳の人口は2,240人であることから、ほぼ推定どおりの結果となっています。

人口推計は、1～5歳はコーホート変化率法により、前年の実績をもとに、また0歳については、過去3年の実績をもとに計算しており、第3期計画では、令和11年度に合計1,965人となりました。量の見込みの算出については、「1号」「3歳以上、教育希望」は、3～5歳の子どもを持つ専業主婦家庭、あるいは父母の就労時間の短い家庭のうち、幼稚園、認定こども園を利用する人数を算出しています。

「2号」「教育希望が強い」は、3～5歳の子どもを持つ共働き家庭のうち、幼稚園の利用を希望する人数、「2号」「保育が必要」は、3～5歳の子どもを持つ共働き家庭のうち、幼稚園以外の保育施設の利用を希望する人数、「3号」は、0～2歳の子どもを持つ共働き世帯のうち、いずれかの保育施設の利用を希望する人数を算出しています。

第2期中間見直しと第3期計画を比較すると、保育事業について0歳が減っており、これは人口減少と育児休業の取得の増加が影響していると思われます。一方で、1歳・2歳については、合計すると、令和7年度から順に、460人、439人、436人、430人、424人であり、1・2歳の保育の需要の増加が見受けられます。

なお、今回の数値については暫定版ですので、今後、引き続き精査を行い、数値に変更が生じることがありますので、ご了承ください。説明は以上です。

小寺委員長：ただ今の案件5につきまして、ご質問等はございますか。

柏原副会長：これだけのニーズ調査あるいは意見聴取を1冊の報告書にまとめるのは大変なご苦勞だったと思いますので、それを前提としてお話をさせていただきますが、1つお伺いしたいのは、子どもの生活に関する実態調査をみせていただくと3ページでアンケートの回収率が大阪府ではだいたい半分ぐらい帰ってきているんですが、四條畷市は24%で大体4分の1といったところで、これは何か原因があるのでしょうか。また、4分の1の回収率の調査を基盤にして色々考えていくなればあと4分の3の人の意見とか思いもあるんじゃないかということを含みながら計画を立てていかないと怖いなど個人は思ったのですが、その辺の事情をお聞かせいただければと思います。

こども政策課：次の4ページをご覧くださいと思うのですが、自治体によりまして学校配布・学校回収としたところ、また、郵送配布・郵送回収としたところ、郵送配布・Web回答としたところなど、自治体によってやり方が異なっております。本市におきましては、今回初めて子どもの生活に関する実態調査に参加させていただきましたが、質問がかなりプライベートといえますか、込み入った話を聞くような質問がありまして、学校の方で配布・回収というところに抵抗が出るかもしれないという懸念がありましたので、今回はまず初めてということもあって郵送で配布し、郵送の回収とWebの回収を行い、やりやすい方で回答いただくようにしたところでございます。どうしても学校で回収にしているところは回収率が高くなっている状況でございます。

柏原副会長：ありがとうございます。

市林委員：今後の生まれてくる赤ちゃんの人数が300人ぐらいに減ってくると書いてあるんですけども、その中で四條畷の子どもに関して色々計画を立てていくなかで、数が減っていくと将来学校に行ったときに場所によっては1クラスのまま6年間過ごさないといけない子が出てくるのが考えられると思うのですが、この先何年後かにきっとやってくるであろう、子どもが少なくなって学校として人数が少なすぎるとなったときのことを検討しているのでしょうか。

教育支援センター：児童数減少については、長期にわたって人口推移に注目しているところです。四條畷市の規模全体を考えた時に学校数を増やすとか減らすというのをすぐに判断できないこともたくさんあるなかですけれども、児童数は減少している一方で支援学級や通級支援教室が増加して、実は学校の先生は意外と減っていないとか、そういう総合的な視点から今後計画の策定や見直しをしていきたいと思っております。

市林委員：令和5年度子ども・子育て支援事業計画の実績の中の(9)妊婦の健康診査で、妊娠届出数323人で実人数が563人なのはどういうことでしょうか。

保健センター：年度内に出される妊娠届出数と前年度妊娠届を出されて継続して年度が替わっても受診される方がおられるので、数に違いが出ています。

市林委員：ということは、令和4年度に妊娠3か月ぐらいで受診された方が、令和5年度に妊娠7、8か月でもう一度受診されたらそこでもカウントされるということですか。

保健センター：そういうことになります。

小寺会長：私の方からも1点。第2期子ども・子育て支援事業計画に関して、5年間の計画なので今年度末までになりますが、どう総括するか。人口など統計的なものは置いて、中身の問題をどう精査していくかということになるかなと思います。5年間なので、かなり中身が多いと思います。今回の計画では権利擁護が大きな部分を占めていたと思いますが、子どもの権利擁護をどう確保していったか。その中でも虐待の問題がかなり大きいと思います。虐待は悲しいですがかなり増えていますので、虐待をする側とされる側の問題を含めて、どう対応していくか。子どもの人権をどう確保していくのか、四條畷市は人権宣言がありますから、そういう国際的な条約も関係していますので、子どもの権利というのは重要視されていると思うのですが、計画の中で振り返りはあるのでしょうか。

こども政策課：計画の中で一定検証と言いますか、各事業がどうだったかという実績の確認を実施していきたいと思っております。どの事業をどこまで、虐待等をどこまでというのは関係課と調整しながら進めていきたいと思っております。

小寺会長：わかりました。どうぞよろしくお願いいたします。

柏原副会長：今会長が言われた第2期の振り返りや総括に関して、例えば何か公表するとか、この子ども・子育てで会議で示して下さるとかご予定はありますか。

こども政策課：第3期の計画の中に第2期計画の振り返りの内容を一定入れさせていただこうと思っておりますので、今後、たたき台や素案等をこちらの会議でお示しさせていただきますので、その中で見ていただき、ご意見等いただければと思っております。

小林由美子委員：子ども・子育て支援事業のふれあい教室ですが、令和5年度に忍ヶ丘のふれあい教室が定員を増加して1クラス増えたことで入れた子ども達もいて保護者はとても助かっていると思いますが、令和6年度岡部小学校区でふれあい教室に入れなかった子がいるというお話をお母さんからお聞きしましたが、何名ぐらい入れなかったのでしょうか。

スポーツ・青少年課：令和6年4月1月現在で岡部ふれあい教室に入れなかった児童は21人おられます。そのうち、低学年の1年から3年は3名入れなかった状況にあります。いずれも未就労家庭や申込終了後に申し込みがあった世帯です。

小寺委員長：他にご意見等ございませんか。無いようですので、それでは、案件6「その他について」のご連絡です。今年度の子ども・子育て会議については、年4回の開催を予定しています。次回、第2回会議につきましては、9月25日（水）午後2時から本館3階委員会室での開催を予定していますので、よろしく願いいたします。これについてご質問等ございませんか。

市林委員：この冊子は今日持って帰りますか。9月の会議でまた持ってくるのでしょうか。

こども政策課：次回の会議にお持ちいただく必要はございませんが、よろしければお持ち帰りいただければと思います。市ホームページにも載せておりますので、重くて持ち帰りがということであれば回収させていただきますが、是非お手元でご覧いただければと思います。

市林委員：ここに書いてあることは、例えばお友達にこんなことが書いてあったよとお話しても大丈夫ですよ。

こども政策課：市ホームページでピンク色冊子と水色の冊子の内容を公表しておりますので、お話いただいて大丈夫です。

小寺会長：公表していないものはありますか。

こども政策課：ひとり親家庭の方は母数がかなり少ないので、公表しておりません。ピンク色の冊子と水色の冊子は公表しております。

小寺委員長：他にご意見等ございませんか。無いようですので、それでは、これをもちまして、令和6年度 第1回子ども・子育て会議を閉会いたします。ありがとうございました。

<閉会>